



くすりと健康

一般社団法人
神戸市薬剤師会

サプリメントの今後

経済活性化!?

アベノミクスの中で規制改革は二丁目一番地とされ、健康医療領域でもすでに一般用医薬品のネット販売解禁（一部規制有）、再生医療推進の法改正が進められています。そんな中「健康食品の機能表示」も解禁になる方向です。

健康食品の表示規制って？

医薬品を除き機能表示が認められているのはトクホ（特定保健用食品）と栄養機能食品のみです。

トクホは科学的な実験に基づき、品目ごとに消費者庁が、「血圧が高めの方に」などの機能表示を許可します。栄養機能食品は、指定のビタミン、ミネラルを含めば「カルシウムは歯や骨の形成に必要な栄養素です」など、申請により機能表示ができます。その他の健康食品は、違法に機能表示すると行政指導の対象となります。

なぜ規制緩和？

内閣総理大臣の諮問機関「規制改革会議」の第2回健康・医療WG（ワーキンググループ）の資料では、「トクホは膨大な開発コストが必要であり（中略）産業界の開発意欲は低下し、市場は停滞している」とあります。要するに「トクホ」のお墨付きには億単位の研究費用が必要で、中小企業は参入できない。解禁によりチャンスを広げ市場の活性化につなげたいようです。

海外の健康食品の規制は？

米国では日本の栄養機能食品に該当するDS（ダイエタリーサプリメント）といわれる、医薬品と食品の間に位置する分類があります。日本では機能表示できないグルコサミンやヒアルロン酸なども、「軟骨を維持し、関節の機動性を向上する」「関節や肌の健康を増進する」と表示できます。

今後の展望は…

5月1日に第21回健康・医療WGが開催され、加工食品や農林水産物の機能表示も含め法整備が進み、具体

的には①企業などが評価し、機能表示できる仕組みを作る②表示はDSを参考に③摂取量、品質、情報収集等のルールを定め安全性を確保する、といった検討がされています。

全国消費者団体連絡会は「科学的根拠がないものに表示を許せば市場は混乱し、被害が拡大する。体験談等で効果があるようなイメージを与える健康食品の規制強化を求めるといった意見書を総理大臣・消費者担当大臣に提出しています。今後、自由な表現での製品アピールが解禁され、健康食品がさらに身近になれば、キャッチコピーや豪華な包装などに惑わされない確かな目と使用は自己責任である認識が必要です。平成14年、「絆之素胶囊（せんのもこのう）」などの健康食品で、745人（死者4人）に健康被害が起きています。かかりつけの医師・薬剤師など、相談相手を持つことも大切です。

（長田区 ふれあい薬局板宿

原 克樹）